

「イタリア医学部予備校」サービス入会規約

2024年7月1日 制定

2025年7月1日 改訂

MED ITALY株式会社

2024年7月1日以降、初めてMED ITALY株式会社（以下「当社」といいます。）から別表Aに記載の「イタリア医学部予備校」サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を受ける方（以下「会員様」といいます。）は、以下に定める入会規約（以下「本入会規約」といいます。）に従っていただくものとします。あらかじめ本入会規約の内容をご理解いただいた上で、当社との間で「イタリア医学部予備校」入会契約（以下「本契約」といいます。）を締結いただくようお願いいたします。

第1条（適用範囲等）

1. 本入会規約は、2024年7月1日以降に初めて本サービスの提供を受ける全ての会員様に対し、当該会員様が提供を受ける全ての本サービス（当該会員様が第4条第1項に基づく追加申込書により当社から受けることとなる本サービスを含みます。）について適用されます。
2. 当社が各種パンフレット、各種利用案内、概要書面又はウェブサイト等において別途定める利用規約その他の規定（以下「諸規定」といいます。）は、いずれも本入会規約の一部を構成するものとします。但し、本入会規約の規定と諸規定の内容が異なる場合には、本入会規約の内容が優先して適用されるものとします。

第2条（契約の成立）

本契約は、当社の指定する様式による入会契約書に当社及び会員様（会員様が未成年者（18歳未満）である場合には、当社、会員様及び会員様の法定代理人）が電子署名を行った時点とします（そのため、本契約の締結前に、会員様が当社に対し、電子決済により、若しくは金融機関等を通じて本サービスに係るサービス料の前払いを行った段階、又は会員様が当社に対し電話で、若しくはインターネットを通じて本サービスの提供を受けることを希望する旨を伝えた段階では入会契約は成立しておりませんので、ご注意ください。）。

第3条（入会金）

会員様は、入会金として77,000円を、本契約の締結日から14日以内に、サービス料と合わせて当社所定の方法により支払うものとします。

第4条（サービス内容及び料金）

1. 当社は、本サービスのうち本契約において定めるもの（会員様が様式1による追加申込書によって提供を申し込んだものを含みます。）について、別表Aに記載の料金で、会員様に対して提供いたします。但し、以下の本サービスについては、当社の裁量により、別表Aに記載の料金から一定の割引を行った料金で提供することがあります。

① 「【国公立&私立】IMAT対策（集団）＋留学手続きサポートコース」

② 「【国公立&私立】IMAT対策（個別）＋留学手続きサポートコース」

2. 留学手続きサポート、私立合格後渡航手続きサポート及びEU卒受験手続きサポート（いずれも別表Aにおいて定義します。）の提供期間は、本契約の締結日（これらのサービスの提供期間について第6項に基づき更新が行われた場合には当該更新日。以下本項において同じです。）及び会員様がイタリアの大学入試の受験を予定している年に応じて、以下のとおりとします。

	提供期間の始期	提供期間の終期
本契約の締結日とその年の1月1日から9月30日までの日であり、かつ、会員様による入会又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の受験に向けたものである場合	本契約の締結日	本契約の締結日の属する年において、①別表Aに定める手続きが全て終了した時、又は②会員様によるイタリアの大学への入学及びイタリアへの渡航が行われないことが確定した時
本契約の締結日とその年の10月1日から12月31日までの日であり、かつ、会員様による入会又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の翌年の受験に向けたものである場合	本契約の締結日	本契約の締結日の属する年の翌年において、①別表Aに定める手続きが全て終了した時、又は②会員様によるイタリアの大学への入学及びイタリアへの渡航が行われないことが確定した時
本契約の締結日とその年の1月1日から9月30日までの日であり、かつ、会員様による入会又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の翌年の受験に向けたもの（いわゆる早期入会）である場合	本契約の締結日の属する年の10月1日	本契約の締結日の属する年の翌年において、①別表Aに定める手続きが全て終了した時、又は②会員様によるイタリアの大学への入学及びイタリアへの渡航が行われないことが確定した時
本契約の締結日とその年の10月1日から12月31日までの日であり、かつ、会員様による入会又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の翌々年の受験に向けたもの（いわゆる早期入会）である場合	本契約の締結日の属する年の翌年の10月1日	本契約の締結日の属する年の翌々年において、①別表Aに定める手続きが全て終了した時、又は②会員様によるイタリアの大学への入学及びイタリアへの渡航が行われないことが確定した時

3. IMAT対策（集団）サポート及びIMAT対策（個別）サポート（いずれも別表Aにおいて定義します。）の提供期間は、本契約の締結日（第6項に基づき提供期間の更新を行ったサービスについては当該更新日。以下本項において同じです。）及び会員様がイタリアの大学入試の受験を予定している年に応じて、以下のとおりとします。

	提供期間の始期	提供期間の終期
本契約の締結日とその年の1月1日から9月30日までの日であり、かつ、会員様による入会	本契約の締結日	本契約の締結日の属する年の9月30日

又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の受験に向けたものである場合		
本契約の締結日とその年の10月1日から12月31日までの日であり、かつ、会員様による入会又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の翌年の受験に向けたものである場合	本契約の締結日	本契約の締結日の属する年の翌年の9月30日
本契約の締結日とその年の1月1日から9月30日までの日であり、かつ、会員様による入会又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の翌年の受験に向けたもの（いわゆる早期入会）である場合	本契約の締結日の属する年の10月1日 （但し、当社が作成するオリジナルテキストの提供及び映像授業の提供については、本契約の締結日）	本契約の締結日の属する年の翌年の9月30日
本契約の締結日とその年の10月1日から12月31日までの日であり、かつ、会員様による入会又はサービスの提供期間の更新が本契約の締結日の属する年の翌々年の受験に向けたもの（いわゆる早期入会）である場合	本契約の締結日の属する年の翌年の10月1日 （但し、当社が作成するオリジナルテキストの提供及び映像授業の提供については、本契約の締結日）	本契約の締結日の属する年の翌々年の9月30日

4. 本サービスのうち「渡航後サポート」の提供期間は、本契約の締結日から本契約の締結日が属するイタリアの大学年度が終了する9月30日までとします。（ただし、契約期間外の事象を対象とする依頼については、たとえその依頼日や準備開始日が契約期間内であっても、原則として契約の更新が必要となります。）
 5. 本サービスのうち「私立大学入学前準備講座サポート」の提供期間は、本契約の締結日から本契約の締結日の属する年の9月30日までとします。
 6. 本サービスのうち「医学部英会話準備レッスン」及び「医学部実践英会話レッスン」（以下「対象サービス」といいます。）の提供期間は、3か月とします。
 7. 以下の本サービスについて、当該本サービスの提供期間が終了した後も当該本サービスの提供を受けることを希望する場合、会員様は、当該本サービスの提供期間が終了してから1年以内に、当社にその旨を申し出るとともに、別表Aに記載の更新料を支払うことにより、当該本サービスの提供期間を更新することができ、本契約に基づく更新後の提供期間にわたり、当該本サービスの提供を継続して受けることができます（なお、③及び④については、留学手続きサポートのみ又はIMAT対策（集団）サポートのみを更新することができますが、IMAT対策（個別）サポートの更新を単独で行うことはできず、留学手続きサポートとあわせての更新が必要となります。）。
- ① 「【国公立&私立】IMAT対策（集団）コース」
 - ② 「留学手続きサポートコース」

- ③ 「【国公立&私立】IMAT対策（集団）＋留学手続きサポートコース」
 - ④ 「【国公立&私立】IMAT対策（個別）＋留学手続きサポートコース」
 - ⑤ 「渡航後サポート」
 - ⑥ 「EU卒受験手続きサポート」
8. 会員様は、転売、無償での二次使用その他態様の如何を問わず、本契約に基づき当社が会員様に提供した資料等（講義の映像及び教材のデータを含みます。）を第三者に利用させることはできません。会員様によるこれらの資料の不正利用等が確認された場合、当社は当該会員様に対し、解約・視聴停止を含む法的な措置を講じる場合があります。
9. 会員様が本サービスに関してウェブシステム等を利用する際、以下のいずれかの理由によりシステム停止、中断、制限が発生したことを理由として当該会員様に損害が生じた場合であっても、かかる損害について当社では責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ① 定期または緊急に行われる設備等の保守
 - ② 停電、回線障害、接続障害
 - ③ 地震・津波・噴火・火災・その他の天変地異等
10. 本サービスに係るウェブシステムについては、会員様の個々の動作環境によっては利用できない場合がありますが、個々の動作環境による視聴不能について当社では責任を負いかねます。また、そのような視聴不能を理由とする本契約の解約・取り消しはお受けできませんので、事前にご自身の動作環境を必ずご確認ください。

第5条（料金のお支払い）

1. 会員様は、本契約に従い、本サービスにかかるサービス料を、当社に対し、本契約の締結日（第4条第1項に基づき、本契約の締結後に会員様が当社に対して提供を申し込んだサービスについては、同項に定める追加申込書が当社に到達した日とし、第4条第7項に基づき提供期間の更新を行ったサービスについては当該更新日とします。以下本項において同じです。）から14日以内に、一括して、第2項に定める方法により支払うものとします。但し、「【国公立&私立】IMAT対策（集団）＋留学手続きサポートコース」及び「【国公立&私立】IMAT対策（個別）＋留学手続きサポートコース」について会員様が2回の分割払いによる支払を希望する場合にはこれを認めるものとし、この場合、会員様は、①初回分を本契約の締結日から14日以内に、②2回目分を本契約の締結日の属する月の3か月後の末日までに、それぞれ半額ずつを、第2項に定める方法により支払うものとします。
2. 本サービスにかかるサービス料の支払は、クレジットカード決済又は銀行振込のいずれかから、会員様が選択するものとします。会員様が銀行振込によって本サービスにかかるサービス料を支払う場合、金融機関所定の振込手数料を、会員様にご負担いただくことになります。

（この項、以下余白）

第6条（クーリング・オフに関する事項）

1. 対象サービスについては、会員様は、本契約にかかる契約書を受領した日から起算して8日を経過するまでは、契約解除の旨を記載した書面を当社にご提出いただくことにより、解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。
2. 前項にかかわらず、当社がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより会員様が誤認をし、又は当社が威迫したことにより会員様が困惑し、これらによって会員様がクーリング・オフを行わなかった場合には、当社が改めて交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、契約解除の旨を記載した書面を当社にご提出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. クーリング・オフによる解除は、会員様が契約解除の旨を記載した書面を発したときに効力を生じます。
4. 会員様によるクーリング・オフがあった場合において、当社は、当該会員様に対し、本契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求しません。
5. 会員様によるクーリング・オフがあった場合において、当社から当該会員様に対し既に本契約に基づき役務が提供されていたときにおいても、当社は、当該会員様に対し、その役務の対価その他の金銭の支払の請求をしません。
6. 会員様によるクーリング・オフがあった場合において、当社が当該会員様から既に本契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、当該会員様に対し、速やかにその全額を返金します。既に一部受講されている場合であっても、学費は請求しません。
7. クーリング・オフによる解除に、手数料は不要です。損害賠償金や違約金を請求することはありません。クーリング・オフに基づく教材の返還または引取りに要する費用は、弊社が負担いたします。

第7条（会員様からの中途解約・返金等に関する事項）

1. 本サービス（対象サービスを除きます。）について、会員様から本契約の全部又は一部の中途解約のお申し出があった場合（当該本サービスについて第4条第7項に基づく提供期間の更新が行われた後に中途解約のお申し出があった場合を除きます。）には、別表Aに示す基準に従って、返金いたします（但し、第4条第1項但書に基づき当社が割引を行った場合には、当社が別途定める基準に従い返金するものとします。）。返金方法は、会員様ご指定の銀行口座への振込となります。
2. 対象サービスについて、クーリング・オフ適用期間の経過後、契約解除のお申し出がある場合には、以下の基準に従って、返金いたします。返金方法は、会員様ご指定の銀行口座への振込となります。
 - ① 役務提供後の解約手数料：20,000円
 - ② 役務提供前の解約手数料：11,000円
 - ③ 解約希望の旨は当月10日までにご連絡ください。当月末のご解約となります。
※契約の残存期間を月割りで計算して返金します。
3. 前2項の規定にかかわらず、会員様ご本人様の死亡（この場合、相続人によるご本人様の除籍抄本の提出が必要です。）、重大な疾病による受講不能（この場合、疾病の内容に関する医師

の診断書の提出が必要です。）、または、これらに準ずる正当事由が存すると当社が判断した場合には、一定の金額を返金することがあります。

4. 解約・返金等につきましては、会員様ご本人もしくはその代理人、または会員様のご家族の方が必ず、下記連絡先へ書面でお申し出ください。その際には、正当な代理人であることを示す書類、及び会員様ご本人の解約の意思を確認させていただきます。

連絡先

〒105-0011

東京都港区芝公園3-4-30 32芝公園ビル7階

MED ITALY株式会社 行

第8条（割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項）

会員様は、対象サービスについて、ローン提携販売の方法、または包括信用あっせん、もしくは個別信用購入あっせんの方法により役務の提供を行う場合には、割賦販売法に基づき、当社に生じている事由をもって対抗することができます。

第9条（前受金の保全に関する事項）

当社は、対象サービスについて前受金の保全措置は講じておりません。

第10条（当社からの解約・利用制限）

1. 当社は会員様が以下の各号のいずれかに該当する場合は、何ら通知催告する事なしに会員様との本契約を即時解約し、今後会員様との契約一切をお断りし、当社の提供する役務を制限することがあります。
 - ① 本契約、法令等に違反する行為、又はその他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為があったと当社が判断した場合
 - ② 役務の利用状況、当社に寄せられたご意見・苦情等があり、当社の役務利用に支障があると当社が判断した場合
 - ③ 当社からの電話、電子メール等による連絡が取れない場合
 - ④ 会員様によるハラスメント行為が確認された場合
 - ⑤ 前4号のほか、緊急性が高いと当社が認めた場合
2. 当社が前項の措置を採ったことで、会員様が当社の提供する役務を使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

第11条（教材の配送）

1. 当社提供教材（第12条で定義します。以下同じです。）は、会員様が当社に配送先として届けた住所（以下「配送先住所」といいます。）に宛てて、当社が指定する方法（宅配便又は郵送とします。）によって送付することにより、会員様にお届けいたします（当社事務局その他の場所における手渡しによる交付はいたしません。）。なお、当社提供教材の配送に係る費用は、配送先住所が日本国内に所在する場合には当社が負担し、配送先住所が日本国外に所在する場合には会員様が負担するものとします。
2. 当社提供教材について当社が発送期日を定めた場合には、発送期日までに発送するものとし、当社が発送期日を定めない場合には、会員様によるお申し込みの手続き完了後1週間程度で発

送いたします。配送先住所が日本国外に所在する場合に、配送業者側の事情により当社提供教材の配送が遅れたことによって会員様に生じた損害については、当社は責任を負わず、会員様が当社提供教材の再度の配送を希望する場合、再度の配送にあたり追加的に発生する費用については会員様の負担とします。

第12条（教材の著作権）

1. 当社提供教材とは、当社が本サービスに関して実施する講座で使用するテキスト、レジュメ、板書、答案、講義内容、及び広義が収録されたウェブ上のストレージ、その他メディア等、いかなる媒体であるかを問わず、文字・音声・画像情報のいずれかが記録されたもの全てをいいます。
2. 当社提供教材の著作権、商標権等の一切の知的財産権は、すべて当社に永続的に帰属します。
3. 当社は、会員様に対し、会員様ご自身がされる学習の目的の範囲に限り、教材の使用権を与えるものとします。
4. 当社提供教材については、以下の行為を禁止します。
 - ① 方法・理由の如何を問わず、複製物を作成すること
 - ② 講義内容等を収録（録画・録音等）すること
 - ③ 方法・理由の如何を問わず、第三者と共有すること
 - ④ 方法・理由の如何を問わず、第三者に贈与、売却（オークションへの出品を含みます。）、または貸与（有償・無償を問いません。）すること
 - ⑤ その他当社又は権利者に帰属する知的財産権を侵害する行為を行うこと
5. 前項に違反する行為があった場合、当社は当該行為者に対し、直ちに行為の差し止めを求め、教材の返還を請求できるものとし、民事上の措置（損害賠償等）、及び著作権法等に基づく刑事上の措置を採るものとします。なお、損害賠償額は、原則として、当該サービスを使用する講座受講料全額に、これに違反し使用した者の人数（又は複製物の数量）を乗じた金額とします。

第13条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って、役務提供に必要な目的の範囲内で、会員様から提供を受けた個人情報を利用します。
2. 会員様による当社へのお問い合わせが完了した時点で、会員様は当社が別途定めるプライバシーポリシーに同意したものとみなします。

第14条（不可抗力）

地震・津波・噴火・火災・その他の天変地異等、やむを得ない事情による講義の中止、教材発送の遅延等に関しましては、当社は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

第15条（当社の責任）

当社が故意又は重過失により本契約上の義務に違反したことにより会員様に損害（当社が会員様に対して提供した本サービスに関連して、会員様が大学に対して学費を支払ったことによる損害を含みます。）が発生した場合、当社は、当該損害が発生した時までに当該損害に関連して提供した本サービスに関して当該会員様から当社にお支払いいただいたサービス料の全額を上限として、その損害を賠償する責任を負います。

第16条（免責）

1. 当社の開講する講座等をご利用になり、その結果として会員様の知識・技能等の向上、留学の目的が達成できなかったとしても、これにより会員様に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 会員様による書類の提出の遅延、英語資格の取得の遅延又は外部機関（外務省、大使館、領事館、認証機関等）による手続の遅延その他当社の責めに帰さない事由により、出願又は入学が可能な大学が制限され、結果として当該会員様が志望する大学への出願又は入学ができなかったことにより当該会員様に生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 当社が会員様に対して提供した「留学手続きサポート」又は「私立合格後渡航手続きサポート」に関連して当該会員様がビザ（査証）の発給申請を行った場合に、①当該会員様の過失（申請書類の不足等を含みます。）又は②ビザを発給する権限を有する当局の判断を原因として、ビザが発給されなかったことにより当該会員様に生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. ①当社から会員様に対して提供した情報（口頭又はメール、チャットその他の通信手段により伝達したものを含み、大学の募集要項に関するものを含みます。なお、当社は、本サービスの提供に際して大学の入学手続に関する情報を会員様に提供する場合には、提供の時点で最新の当該大学の募集要項に基づく情報を提供するものとします。）又は②メール等により大学から会員様に対して個別に提供された情報を会員様が十分に確認しなかったことにより会員様に生じた損害については、当社は責任を負いません。
5. 会員様から当社に対して口頭又はメール、チャットその他の通信手段により伝達された情報に誤りや虚偽が含まれていたために、当社が会員様に対して適切なサポートを行うことができなかったことにより会員様に生じた損害については、当社は責任を負いません。
6. 本契約に関する契約書及びこれに関連する書類について、①会員様の故意又は過失による記載の不備（誤記又は虚偽の記載が行われた場合を含みます。）があったこと、②会員様が虚偽の記載を行ったこと、③その記載事項に変更が生じたにもかかわらず会員様が当社にその旨を届け出なかったこと、又は④その記載事項について会員様が誤解していたことにより会員様に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第17条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約に関する準拠法は、日本国の法令とします。
2. 会員様と当社との間における一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（当社からの通知）

1. 当社は、ウェブサイト上での掲示、電子メール送付、その他当社が適当と判断する方法により、会員様に対し、随時必要な事項を通知します。
2. 当社は、会員様が当社に通知したメールアドレスを宛先として当社が電子メールを送信した場合、当該電子メールが不着またはその他の事由のため会員様が当該電子メールを確認できなかったことにより、会員様に損害または損失が生じたとしても、責任を負いません。

第19条（本入会規約の改定）

1. 当社は、以下のいずれかの場合に限り、本入会規約を改定できるものとし、また、当社において本入会規約を補充する規約（以下、補充規約といいます。）を定めることができます。
 - ① 本入会規約の改定および補充規約が、会員様の一般の利益に適合する場合
 - ② 本入会規約の改定および補充規約が、本入会規約の目的に反せず、かつ、改定及び補充の必要性、改定及び補充後の内容の相当性、改定及び補充の内容その他の改定及び補充にかかる事情に照らして合理的なものである場合
2. 前項による本入会規約の改定又は補充を行う場合は、改定後の本入会規約又は補充規約の効力発生日及びその内容を当社が運営するウェブサイトに掲示又はその他会員様に電子メール等で周知するものとし、効力発生日より効力を生じるものとします。

（以下余白）

サービス内容・料金

サービス名	料金（税込）	更新料（税込）	サービス内容	中途解約時の返金額
「【国公立&私立】IMAT対策（集団）コース」	605,000円 ※上記金額は教材費200,000円を含みます。	605,000円	International Medical Admissions Test（「IMAT」）受験および私立大学受験に向けた以下の指導・サポート（「IMAT対策（集団）サポート」） 1 当社が作成するオリジナルテキストその他の教材の提供 2 映像授業の提供 3 IMATの過去問題の配付・解説 4 各単元学習方法のtipsの共有（2週間ごと）（4月から9月まで） 5 当社が作成する内容のIMATの模擬試験の実施・解説	解約の時期に応じ、以下のとおりとします。 ・ 初回ミーティング前：594,000円 ・ 初回ミーティングから1ヶ月以内：385,000円 ・ 初回ミーティングから1か月後以降2か月以内：182,500円 ・ 初回ミーティングから2か月後以降：0円
「留学手続きサポートコース」	495,000円	495,000円	イタリアの大学への入学、及びそのためのイタリアへの渡航に必要な以下の手続きに関するサポート及び現役イタリア医学部生による受験校相談会の実施（「留学手続きサポート」） 1 受験校相談会の実施 2 大学への出願 3 入学試験合格後の大学への入学手続きサポート 4 ビザ（査証）の発給申請サポート 5 渡航保険への加入	解約の時期に応じ、以下のとおりとします。 ・ 初回ミーティング前：484,000円 ・ 初回ミーティング後：なし
「【国公立&私立】IMAT対策（集団）+留学」	869,000円	605,000円	留学手続きサポート及びIMAT対策サポート（集団）	以下の①及び②の合計とします。

手続きサポート コース」	※分割払いの 場合:957,000 円 ※上記各金額 は教材費200,0 00円を含みま す。	※留学手続きサポ ートの場合： 297,000円 ※IMAT対策サポー ト（集団）のみ の場合：308,000円 （但し、1回目の 更新料は0円とし ます。）		①IMAT対策（集団）に関する返 金額（解約の時期に応じて以 下のとおりとします。） ・ 初回ミーティング前： 36 3,000円（分割払いの場 合：451,000円） ・ 初回ミーティングから1ヶ 月以内：154,000円（分割 払いの場合：242,000円） ・ 初回ミーティングから1か 月後以降2か月以内：67,00 0円（分割払いの場合：11 1,000円） ・ 初回ミーティングから2か 月後以降：なし ②留学手続きサポートに関する 返金額（解約の時期に応じて以 下のとおりとします。） ・ 初回ミーティング前：484, 000円 ・ 初回ミーティング後：なし
「【国公立&私 立】IMAT対策 （個別）+留学 手続きサポート コース」	1,265,000円 ※分割払いの 場合:1,397,00 0円 ※上記各金額 は教材費200,0 00円を含みま す。	940,500円 ※留学手続きサポ ートの場合： 297,000円 ※IMAT対策サポー ト（集団）のみ の場合：308,000円 （但し、1回目の	留学手続きサポート及び以下の指導・サポー ト（「IMAT対策（個別）サポート」） 1 IMAT対策サポート（集団）に含まれる全 ての指導・サポート 2 チューターとのオンライン面談（2週間 ごと） 3 会員様ごとの学習カリキュラムの作成 4 IMATの過去問題に関するチャットでの質 問受付（随時）	以下の①及び②の合計としま す。 ①IMAT対策（個別）に関する返 金額（解約の時期に応じて以 下のとおりとします。） ・ 初回ミーティング前：759, 000円（分割払いの場合：8 91,000円）

		更新料は0円とします。) ※IMAT対策サポート（個別）の場合：643,500円 （但し、1回目の更新料は335,500円とします。) ※IMAT対策サポート（個別）は留学手続きサポートとセットでの更新となります。（単独の更新は不可。)		・ 初回ミーティングから1ヶ月以内：550,000円（分割払いの場合：682,000円） ・ 初回ミーティングから1か月後以降2か月以内：265,000円（分割払いの場合：331,000円） ・ 初回ミーティングから2か月後以降：なし ②留学手続きサポートに関する返金額（解約の時期に応じて以下のとおりとします。) ・ 初回ミーティング前：484,000円 ・ 初回ミーティング後：なし
「IMAT受験渡航サポート」	1回の渡航につき660ユーロ	-	会員様によるIMAT受験の際の以下の移動への同行及び航空券・宿泊先ホテルの手配に関するアドバイス 1 イタリア入国時のイタリア国内の空港から宿泊先ホテルへの移動 2 IMAT当日の宿泊先ホテルからIMATの試験会場への移動 3 イタリア出国時の宿泊先ホテルからイタリア国内の空港への移動	なし
「渡航後サポート」	2,090ユーロ	2,090ユーロ	滞在許可証の申請、住居探し、携帯電話の契約締結その他イタリアでの生活に必要な手続きに関するチャット及び電話でのサポート（渡航後サポート）	なし

「EU枠受験手続きサポート」	297,000円	297,000円	すでにイタリアの大学に在学中の会員様が、EU枠で再受験をするための手続きサポート（「EU枠受験手続きサポート」） ※過去に「留学手続きサポート」または「私立合格後渡航手続きサポート」を利用したことのある会員様のみサポート対象	なし
「私立合格後渡航手続きサポート」	220,000円	-	イタリアへの渡航に必要な以下の手続きに関するサポート（「私立合格後渡航手続きサポート」） 1 合格後の大学への入学手続きサポート 2 ビザ（査証）の発給申請サポート 3 渡航保険への加入	なし
「私立入学前準備講座」	484,000円	-	大学での授業に向けた準備としての学習サポート（「私立入学前準備講座サポート」） 1 映像授業（英語）の提供 2 ライブ授業の実施（5月から9月まで） ※私立大学に合格された会員様のみサポート対象	なし
「私立合格後渡航手続きサポート＋私立入学前準備講座＋渡航後サポートコース」	957,000円	-	私立合格後渡航手続きサポート、私立入学前準備講座サポート及び渡航後サポート ※追加料金220,000円で、「私立合格後渡航手続きサポート＋私立入学前準備講座」部分を「【国公立&私立】IMAT対策（集団）＋留学手続きサポートコース」の内容に変更可能	なし
「医学部英会話準備レッスン」	月額24,200円	-	イタリアの現役医学生によるオンラインでの英会話レッスンの実施（月4回）	第7条第2項のとおり
「医学部実践英会話レッスン」	月額28,600円	-	イタリアの現役医学生によるIMAT頻出トピックに関する英会話レッスン及び模擬口述試験の実施（月4回）	第7条第2項のとおり

MED ITALY株式会社 御中

住所 〒105-0011 東京都港区芝公園3-4-30 32芝公園ビル7階

電話番号 03-4400-0815

代表者氏名 近藤 晋一郎

契約担当者名 _____

____年 ____月 ____日

住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____

「イタリア医学部予備校」サービス追加申込書

私は、MED ITALY株式会社（以下「貴社」といいます。）との間の____年 ____月 ____日付
「イタリア医学部予備校」サービス入会規約第4条第1項に基づき、貴社に対し、以下に記載
するサービスの提供を申し込みます。

サービス名	料金（税込）
「【国公立&私立】IMAT対策（集団）コース」	605,000円
「留学手続きサポートコース」	495,000円
「【国公立&私立】IMAT対策（集団）＋留学手続きサポートコース」	869,000円
「【国公立&私立】IMAT対策（集団）＋留学手続きサポートコース」（分割払い）	957,000円
「【国公立&私立】IMAT対策（個別）＋留学手続きサポートコース」	1,265,000円
「【国公立&私立】IMAT対策（個別）＋留学手続きサポートコース」（分割払い）	1,397,000円
「IMAT受験渡航サポート」	660ユーロ
「渡航後サポート」	2,090ユーロ
「EU枠受験手続きサポート」	297,000円
「私立合格後渡航手続きサポート」	220,000円
「私立入学前準備講座」	484,000円
「私立合格後渡航手続きサポート＋私立入学前準備講座＋渡航後サポートコース」	957,000円
「医学部英会話準備レッスン」	72,600円（月額24,200円×3か月）
「医学部実践英会話レッスン」	85,800円（月額28,600円×3か月）
合計	●円

※実際のお申込み時には、「追加をご希望されるコース」と「その合計金額」のみを
記載した内容の『追加申込書』を作成・送付させていただきます。